

災害対策基本法施行規則の一部を改正する府令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和6年11月29日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）付

「災害対策基本法施行規則の一部を改正する府令案」について、令和6年10月1日から令和6年10月31日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載を通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

通し 番号	御意見	御意見に対する考え方
1	マイナンバーカードに一本化された資格証明はあらゆる災害や盗難、紛失などの際の危機管理として非常に脆弱になります。 本人が持ち合わせていない場合もありますが災害時に電源喪失となれば確認も出来なくなる可能性が出てきます まして保険証と一体化させた場合に於いては一刻を争う場面で救かるいのちを見捨てることにもなりかねません。 そもそも現行のマイナンバーカードは情報漏洩などにも防衛し切れていませんので、所持することの方がリスクだと国民の多くが考えているからこそ普及が進まないのです。 制度としてそうせざるを得ないよう仕向けるのではなく、皆が喜んで使い	いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

	たいと思える仕組みの構築をまず考えてください。	
--	-------------------------	--